チ　証券化取引に関する会計方針
リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要
ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
七　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
ハ　想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
ニ　内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスティング及びストレス・テストの説明
ホ　追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
ト　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
八　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
ハ　先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
(1)　当該手法の概要
(2)　保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
九　出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
十　金利リスクに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
十一　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一　その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって農林中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
イ　信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
(1)　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳